

# 目次

1	国民年金のしくみ	9	旧老齢年金	182
	①国民年金とは	9	①支給を受ける条件	182
	②被保険者	11	②支給される年金額	186
	③基礎年金番号	25	③支給期間	187
	④年金手帳（国民年金手帳）	27	令和3年度旧老齢年金額早見表	188
	⑤保険料と基礎年金の費用	29	④支給の繰上げ，繰下げ	190
2	給付の種類と通則事項	43	⑤年金請求の手続	192
	①給付の種類	43	旧通算老齢年金	196
	②被保険者期間，③年金の請求	49	①通算の対象となる制度	196
	④年金額の改定方法	52	②通算対象期間	198
	⑤年金額の端数処理，⑥年金の支払い	54	③通算対象期間の計算	200
3	老齢基礎年金	56	④通算対象期間の確認請求	201
	①支給を受ける条件	56	⑤支給を受ける条件	202
	②従来の支給条件の特例措置	63	⑥支給される年金額	205
	③支給される年金額	79	令和3年度旧通算老齢年金額早見表	206
	令和3年度老齢基礎年金額早見表	84	⑦支給期間，⑧支給の繰上げ	208
	④支給の繰上げ，繰下げ	87	⑨年金請求の手続	209
	⑤年金請求の手続	92	旧障害年金	213
	⑥支給期間・年金額の改定など	107	旧母子年金	215
4	障害基礎年金	108	旧準母子年金	217
	①支給を受ける条件	108	旧遺児年金	218
	②支給される年金額	119	旧寡婦年金	219
	③年金請求の手続	120	老齢福祉年金	220
	④支給期間・年金額の改定など	127	8 併給の調整	223
5	遺族基礎年金	132	9 年金受給者の手続	227
	①支給を受ける条件	132	①新法の年金受給者の主な手続一覧	227
	②支給される遺族の範囲	136	②新法年金受給者の主な手続	233
	③支給される年金額	139	1. ひき続き年金を受けようとするとき	233
	④年金請求の手続	141	2. 氏名を変えたとき	235
	⑤支給期間・年金額の改定など	153	3. 住所や受取機関を変えるとき	237
6	第1号被保険者の独自給付	155	4. 年金証書をなくしたときなど	239
	①付加年金	155	5. 年金を受けている人が死亡したとき	240
	②寡婦年金	157	6. 死亡した人の未支給の年金を受けるとき	242
	③死亡一時金	163	7. 二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合）	245
	④特別一時金	168	8. 二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と地方庁または共済組合等の組み合わせの場合）	250
	⑤短期在留外国人の脱退一時金	173	9. 年金の支給停止事由がなくなったとき	255
	⑥中国残留邦人等に対する国民年金の特例	175	10. 配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金・障害年金を受けられるようになったため振替加算が加算されるようになったとき	258
	⑦特別障害給付金制度の概要	178	11. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が額計算の基礎となる組合員期間または加入者期間が240	
7	旧国民年金法による給付	182		

月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき—260	
／ 12. 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき—262	
／ 13. 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていたのが障害給付を受けられなくなったとき—263	
／ 14. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき—265	
／ 15. 特別支給の老齢厚生年金を受けている人が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求するとき—268	
／ 16. 特別支給の老齢厚生年金を受けていた人が66歳以後に65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給を請求するとき—272	
／ 17. 加算額の対象者が婚姻したり死亡したとき等—275	
／ 18. 障害基礎年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—276	
／ 19. 受給権発生後に子を有するに至ったとき—279	
／ 20. 障害基礎年金受給者の障害の程度が軽快したとき—284	
／ 21. 障害基礎年金受給者が障害補償を受けるとき—285	
／ 22. 加算額の対象の子が障害の状態となったとき—286	
／ 23. 遺族基礎年金の受給権発生時の胎児が生まれたとき—288	
／ 24. 遺族基礎年金の受給権がある子が障害になったとき—290	
／ 25. 遺族基礎年金の支給停止期間が満了したときなど—292	
／ 26. 所在不明者の遺族基礎年金—295	
／ 27. 遺族基礎年金受給者が婚姻したときなど—297	
／ 28. 遺族基礎年金の受給権がある子が父または母と生計を同じくするようになったとき—298	
／ 29. 20歳前傷病による障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど—299	
／ 30. 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき—301	
／ 31. 20歳前傷病による障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金または寡婦年金の支給停止事由がなくなったとき等—303	
③旧法の年金受給者の主な手続一覧—306	
④旧法年金受給者の主な手続—308	
1. 障害年金受給者の障害の程度が軽快したとき—309	
／ 2. 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき—310	
／ 3. 障害年金の支給停止期間が満了したとき等—312	
／ 4. 障害年金を受ける原因となった障害の程度が重くなったとき—314	
<b>10 未支給の年金給付</b> _____	<b>317</b>
<b>11 第三者行為と年金の調整</b> _____	<b>319</b>
<b>12 給付の制限など</b> _____	<b>322</b>
①給付の制限, ②時効, ③受給権の保護・公課の禁止—322	
④不服の申立—323	

<b>13 社会保障協定による特例措置</b> _____	<b>324</b>
①社会保障協定の概要—324	
②社会保障協定による被保険者の取扱い—329	
③社会保障協定による給付の取扱い—336	
<b>14 国民年金基金制度のしくみ</b> _____	<b>346</b>
①基金の目的と組織—346	
②掛金と支給される年金・一時金—348	
③国民年金基金連合会—361	
<b>付録1 厚生年金保険のしくみと給付</b>	
1 厚生年金保険のしくみ—366	
2 給付の種類と通則事項—384	
3 特別支給の老齢厚生年金—399	
4 65歳からの老齢厚生年金—432	
5 障害厚生年金—442	
6 遺族厚生年金—456	
7 年金分割—474	
8 旧厚生年金保険法による給付—482	
9 沖縄の特例—497	
標準報酬月額・保険料月額表—503	
被用者年金一元化後の主な改正点—504	
<b>付録2 年金記録問題と特例措置</b>	
1 年金記録問題について—524	
2 「ねんきん特別便」—529	
3 加入記録が年金給付に結びつく例—531	
4 年金時効特例法について—534	
5 年金記録の訂正請求手続きについて—539	
6 遅延加算法について—542	
7 厚生年金特例法について—543	
8 延滞金軽減法について—545	
9 「ねんきん定期便」—547	
10 特定期間の保険料納付—549	
11 特定事由に係る特例保険料の納付申出—551	
<b>「年金制度機能強化法」関連年金制度改正の概要</b>	
1 被用者保険の適用拡大に係る改正—556	
2 65歳未満の在職老齢年金制度の見直し—559	
3 65歳以上の在職定時改定の導入—560	
4 受給開始時期の選択肢の拡大—561	
5 その他の改正事項—565	
(附) 受給資格期間の短縮について—569	

# 3 老齢基礎年金

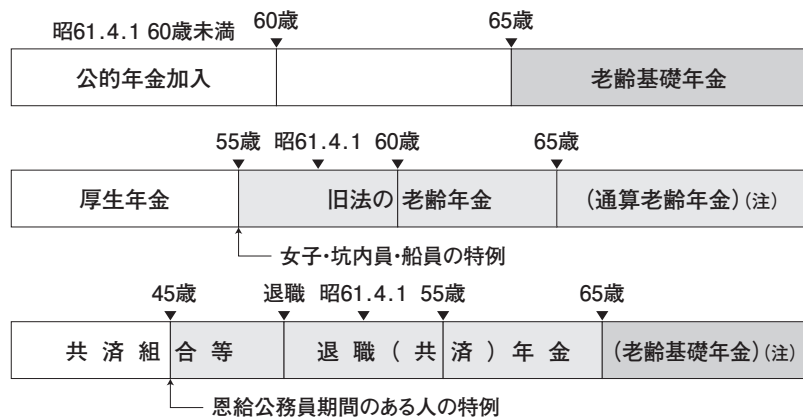
## 1 支給を受ける条件

◆保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。



老齢基礎年金は、原則として保険料納付済期間または免除期間があって、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。（法26、法附9）

なお、①大正15年4月1日以前に生まれた人（昭和61年4月1日に60歳以上の人）、②大正15年4月2日以後に生まれた人で昭和61年3月31日に被用者年金制度の老齢（退職）年金の受給権者である人は、旧法の老齢年金（または通算老齢年金）が支給され、老齢基礎年金は適用されません。ただし、昭和61年3月31日に共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権がある人で、昭和6年4月2日以後に生まれた人については、老齢基礎年金が適用されることになっています。（改附6031）

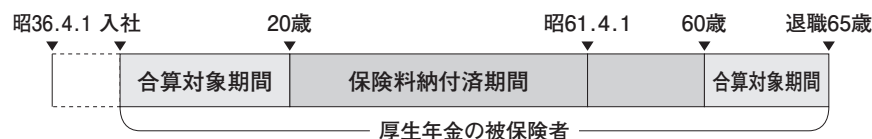


(注) 国民年金の保険料納付済期間または免除期間がある場合に支給されます。

### < 保険料納付済期間 >

保険料納付済期間は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納付した期間や第2号被保険者または第3号被保険者であった期間です。（法5-1）

なお、第2号被保険者については、当分の間、20歳以上60歳未満の期間が保険料納付済期間とされ、20歳前および60歳以後の期間は、合算対象期間とされます。（改附608-4）



### < 保険料免除期間 >

第1号被保険者が保険料を免除された期間で、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の1免除期間を合算した期間をいいます。（法5-2～6）

学生納付特例、納付猶予も免除期間とみなされますが、老齢基礎年金の額を計算するうえでは算入されません。

### < 合算対象期間 >

国民年金の被保険者とならなかった、次の20歳以上60歳未満の期間です。（法附9-1）

- (1) 老齢（退職）年金を受けられる人であった期間
- (2) 日本人で海外に在住していた期間
- (3) 日本に帰化した人、永住許可などを受けた人の海外に在住していた期間のうち昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日等の前日までの期間（改附608-5⑪）

この合算対象期間は、老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかをみる場合は算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する場合には、その基礎としないいわゆる「カラ期間」です。

また、平成3年4月1日から、20歳以上の学生は強制適用の第1号被保険者となりましたが、平成3年3月までの学生が国民年金に任意加入しなかった期間も合算対象期間となります。（改附平(元)4-1）

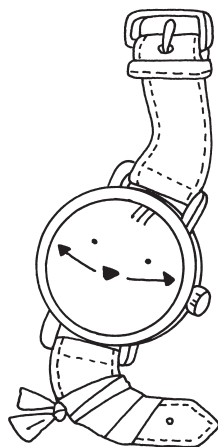
# 4 障害基礎年金

## 1 支給を受ける条件

◆障害基礎年金は、原則として、国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・けがで障害者になったときに支給されます。

◆被保険者の資格を喪失したあとでも、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障害者になったときには支給されます。

◆ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（初診日が令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。



### ■障害基礎年金を受ける条件

障害基礎年金は、次の三つの条件がそろえば支給されます。（法30）

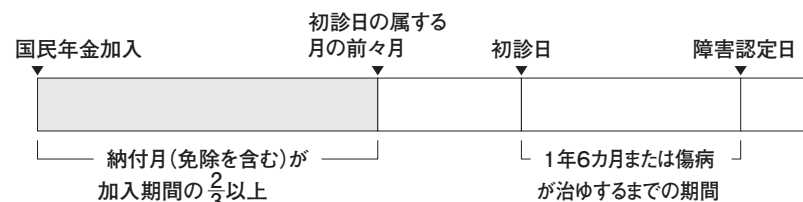
- (1) 障害の原因となった病気・けがについて医師または歯科医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）において、①国民年金の被保険者であるとき、または②国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に被用者年金制度の加入者であった人を含みます・措置令(61)41）が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき
- (2) 初診日から1年6カ月を経過した日（その期間内に治った場合はその日、ともに「障害認定日」といいます）の障害の程度が国民年金法施行令で定める1級または2級（118頁参照）に該当すること
- (3) 初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

なお、昭和61年3月31日において旧国民年金法による障害年金の受給権があ

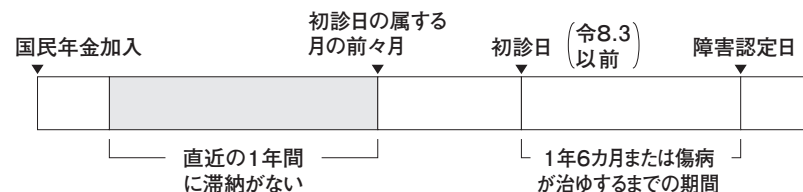
る人には障害基礎年金は支給されず、ひき続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。（改附(60)32）

### <保険料納付要件等>

- (1) 障害基礎年金を受けるためには、障害の原因となった病気・けがの初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がある場合、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることになります。



なお、令和8年3月31日以前に初診日がある傷病で障害になった場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に国民年金の保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません）。（改附(60)20）



ただし、病気やけがの初診日が平成3年4月30日までのものについては、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となっています。これは国民年金の保険料が毎月納付となったことに伴い、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されたことによるものです。（改附(60)21）



# 5 遺族基礎年金

## 1 支給を受ける条件

◆遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。

◆ただし、被保険者などが死亡した場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です（死亡日が、令和8年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています）。



### ■遺族基礎年金を受ける条件

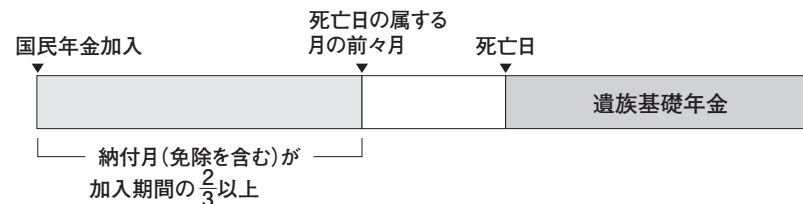
遺族基礎年金は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給されます。（法37）

- (1) 国民年金の被保険者であること
- (2) 国民年金の被保険者であった人（昭和61年4月1日前に厚生年金保険・船員保険の被保険者または共済組合等の組合員または加入者であった人を含みます。措置令(6)45）で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること
- (3) 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して25年以上ある人に限られます）であること
- (4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人（保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して25年以上ある人）であること

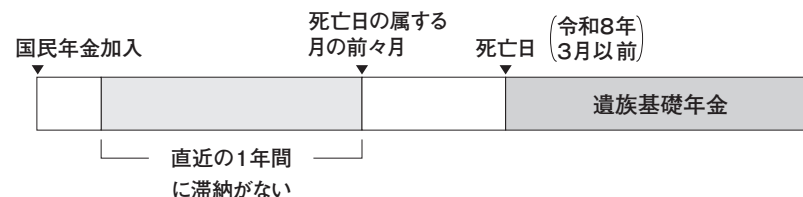
ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合で、その人が死亡した日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

### <保険料納付要件>

- (1) 国民年金の被保険者である人が死亡した場合、遺族基礎年金を受けるためには、死亡日の前日に、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせると3分の2以上あることが必要となります。いいかえると、国民年金の保険料を3分の1以上滞納していなければ支給されることとなります。



なお、令和8年3月31日以前に死亡した場合は、前記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の滞納がなければよいことになっています（ただし、死亡日に65歳未満でなければなりません）。(改附(60)20)



また、死亡日が平成3年4月30日までのものは、これら「前々月まで」とあるのは「月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」とし、国民年金の保険料が毎月納付となったことに伴い、従来に比べて要件が厳しくならないように配慮されています。(改附(60)21)



令和3年度旧老齢年金額早見表(表7-4)

納付免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
0年											474,360	492,756	511,152
1年										445,640	465,356	484,852	504,179
2年									416,920	437,956	458,552	478,810	498,801
3年								388,200	410,556	432,252	453,440	474,230	494,700
4年							359,480	383,156	405,952	428,071	449,658	470,820	491,636
5年						330,760	355,756	379,652	402,702	425,087	446,940	468,361	489,426
6年					302,040	328,356	353,352	377,333	400,515	423,060	445,086	466,685	487,928
7年				273,320	300,956	327,052	351,963	375,944	399,180	421,811	443,944	465,661	487,029
8年			244,600	273,556	300,752	326,594	351,373	375,300	398,536	421,203	443,395	465,187	486,640
9年		215,880	246,156	274,452	301,225	326,801	351,420	375,261	398,461	421,128	443,345	465,180	486,687
10年	187,160	218,756	248,152	275,856	302,230	327,540	351,986	375,720	398,861	421,503	443,720	465,573	487,112
11年	191,356	221,852	250,486	277,658	303,660	328,711	352,979	376,595	399,661	422,260	444,459	466,312	487,865
12年	195,552	225,117	253,087	279,780	305,436	330,238	354,328	377,819	400,800	423,345	445,512	467,351	488,904
13年	199,748	228,515	255,900	282,161	307,497	332,061	355,977	379,340	402,230	424,712	446,838	468,654	490,196
14年	203,944	232,020	258,886	284,756	309,795	334,135	357,880	381,116	403,912	426,325	448,404	470,188	500,200
15年	208,140	235,611	262,014	287,528	312,292	336,420	360,002	383,112	405,812	428,154	450,180	480,192	510,204
16年	212,336	239,273	265,261	290,450	314,960	338,887	362,312	385,299	407,904	430,172	460,184	490,196	520,208
17年	216,532	242,995	268,608	293,500	317,773	341,512	364,786	387,654	410,164	440,176	470,188	500,200	530,212
18年	220,728	246,766	272,040	296,659	320,712	344,273	367,404	390,156	420,168	450,180	480,192	510,204	540,216
19年	224,924	250,580	275,545	299,912	323,760	347,154	370,148	400,160	430,172	460,184	490,196	520,208	
20年	229,120	254,430	279,112	303,247	326,904	350,140	380,152	410,164	440,176	470,188	500,200		
21年	233,316	258,312	282,734	306,654	330,132	360,144	390,156	420,168	450,180	480,192			
22年	237,512	262,221	286,404	310,124	340,136	370,148	400,160	430,172	460,184				
23年	241,708	266,154	290,116	320,128	350,140	380,152	410,164	440,176					
24年	245,904	270,108	300,120	330,132	360,144	390,156	420,168						
25年	250,100	280,112	310,124	340,136	370,148	400,160							

13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
529,548	547,944	566,340	584,736	603,132	621,528	639,924	658,320	676,716	695,112	713,508	731,904	750,300	780,312
523,373	542,460	561,461	580,391	599,261	618,082	636,860	655,602	674,312	692,995	711,654	730,292	760,304	780,900
518,580	538,186	557,650	576,995	596,240	615,400	634,487	653,512	672,482	691,404	710,284	740,296	770,308	780,900
514,911	534,908	554,728	574,398	593,940	613,373	632,712	651,969	671,154	690,276	720,288	750,300	780,312	780,900
512,167	532,461	552,556	572,480	592,259	611,912	631,456	650,904	670,268	700,280	730,292	760,304	780,900	780,900
510,195	530,713	551,020	571,145	591,112	610,943	630,654	650,260	680,272	710,284	740,296	770,308	780,900	
508,871	529,560	550,030	570,312	590,430	610,404	630,252	660,264	690,276	720,288	750,300	780,312		
508,100	528,916	549,512	569,917	590,154	610,244	640,256	670,268	700,280	730,292	760,304			
507,802	528,712	549,404	569,904	590,236	620,248	650,260	680,272	710,284	740,296				
507,912	528,891	549,654	570,228	600,240	630,252	660,264	690,276	720,288					
508,378	529,404	550,220	580,232	610,244	640,256	670,268	700,280						
509,154	530,212	560,224	590,236	620,248	650,260	680,272							
510,204	540,216	570,228	600,240	630,252	660,264								
520,208	550,220	580,232	610,244	640,256									
530,212	560,224	590,236	620,248										
540,216	570,228	600,240											
550,220	580,232												
560,224													

この表のみかた  
 ●国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が何年ずつあるかによってみます。  
 ●横の年数は、保険料納付済期間の年数です。  
 ●縦の年数は、保険料免除期間の年数です。  
 ●該当する納付年数と免除年数のまじわるところの額が年金額です。

令和3年度旧通算老齢年金額早見表 (表7-8)

(単位：円)

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
0年	0	30,012	60,024	90,036	120,048	150,060	180,072	210,084	240,096	270,108	300,120	330,132
1年	10,004	40,016	70,028	100,040	130,052	160,064	190,076	220,088	250,100	280,112	310,124	340,136
2年	20,008	50,020	80,032	110,044	140,056	170,068	200,080	230,092	260,104	290,116	320,128	350,140
3年	30,012	60,024	90,036	120,048	150,060	180,072	210,084	240,096	270,108	300,120	330,132	360,144
4年	40,016	70,028	100,040	130,052	160,064	190,076	220,088	250,100	280,112	310,124	340,136	370,148
5年	50,020	80,032	110,044	140,056	170,068	200,080	230,092	260,104	290,116	320,128	350,140	380,152
6年	60,024	90,036	120,048	150,060	180,072	210,084	240,096	270,108	300,120	330,132	360,144	390,156
7年	70,028	100,040	130,052	160,064	190,076	220,088	250,100	280,112	310,124	340,136	370,148	400,160
8年	80,032	110,044	140,056	170,068	200,080	230,092	260,104	290,116	320,128	350,140	380,152	410,164
9年	90,036	120,048	150,060	180,072	210,084	240,096	270,108	300,120	330,132	360,144	390,156	420,168
10年	100,040	130,052	160,064	190,076	220,088	250,100	280,112	310,124	340,136	370,148	400,160	430,172
11年	110,044	140,056	170,068	200,080	230,092	260,104	290,116	320,128	350,140	380,152	410,164	440,176
12年	120,048	150,060	180,072	210,084	240,096	270,108	300,120	330,132	360,144	390,156	420,168	450,180
13年	130,052	160,064	190,076	220,088	250,100	280,112	310,124	340,136	370,148	400,160	430,172	460,184
14年	140,056	170,068	200,080	230,092	260,104	290,116	320,128	350,140	380,152	410,164	440,176	
15年	150,060	180,072	210,084	240,096	270,108	300,120	330,132	360,144	390,156	420,168		
16年	160,064	190,076	220,088	250,100	280,112	310,124	340,136	370,148	400,160			
17年	170,068	200,080	230,092	260,104	290,116	320,128	350,140	380,152				
18年	180,072	210,084	240,096	270,108	300,120	330,132	360,144					
19年	190,076	220,088	250,100	280,112	310,124	340,136						
20年	200,080	230,092	260,104	290,116	320,128							
21年	210,084	240,096	270,108	300,120								
22年	220,088	250,100	280,112									
23年	230,092	260,104										
24年	240,096											

$$\text{年金額} = (2,501\text{円} \times \text{納付月数}) + (2,501\text{円} \times \text{免除月数} \times \frac{1}{3})$$

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
360,144	390,156	420,168	450,180	480,192	510,204	540,216	570,228	600,240	630,252	660,264	690,276	720,288
370,148	400,160	430,172	460,184	490,196	520,208	550,220	580,232	610,244	640,256	670,268	700,280	
380,152	410,164	440,176	470,188	500,200	530,212	560,224	590,236	620,248	650,260	680,272		
390,156	420,168	450,180	480,192	510,204	540,216	570,228	600,240	630,252	660,264			
400,160	430,172	460,184	490,196	520,208	550,220	580,232	610,244	640,256				
410,164	440,176	470,188	500,200	530,212	560,224	590,236	620,248					
420,168	450,180	480,192	510,204	540,216	570,228	600,240						
430,172	460,184	490,196	520,208	550,220	580,232							
440,176	470,188	500,200	530,212	560,224								
450,180	480,192	510,204	540,216									
460,184	490,196	520,208										
470,188	500,200											
480,192												

**この表のみかた**  
 ●国民年金の被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が何年ずつあるかによってみます。  
 ●横の年数は、保険料納付済期間の年数です。  
 ●縦の年数は、保険料免除期間の年数です。  
 ●該当する納付年数と免除年数のまじわるところの額が年金額です。

納付 免除	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
0年	0	45,024	90,048	135,072	180,096	225,120	270,144	315,168	360,192	405,216
1年	15,008	60,032	105,056	150,080	195,104	240,128	285,152	330,176	375,200	
2年	30,016	75,040	120,064	165,088	210,112	255,136	300,160	345,184		
3年	45,024	90,048	135,072	180,096	225,120	270,144	315,168			
4年	60,032	105,056	150,080	195,104	240,128	285,152				
5年	75,040	120,064	165,088	210,112	255,136					
6年	90,048	135,072	180,096	225,120						
7年	105,056	150,080	195,104							
8年	120,064	165,088								
9年	135,072									

明治44年4月1日以前に生まれた人  
 年金額 = (3,752円 × 納付月数) + (3,752円 × 免除月数 ×  $\frac{1}{3}$ )

(1)	(2)	(3)
(旧)遺族年金	(新)遺族厚生年金	(新)遺族厚生年金
(新)老齢基礎年金	(旧)国年・老齢年金	(旧)厚年・老齢年金× $\frac{1}{2}$

#### <一元化前の共済年金と老齢基礎年金>

新制度の老齢基礎年金（65歳以後に支給されるものに限る）と、一元化前の共済組合等が支給する退職共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、遺族年金および通算遺族年金は併給されます。（改附6011-5）

《解説》 昭和61年3月31日に55歳未満で従前の退職年金を受けている人には、新制度が適用され、退職年金の年金額の算定対象になった期間以外の公的年金制度への加入期間（昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満に限る）は、老齢基礎年金の年金額の対象となりますので、このような場合、従前の退職年金と新制度の老齢基礎年金は併給されます。

#### <福祉年金受給者に支給される基礎年金>

従前の障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金および従前の母子（準母子）福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金は、他の公的年金給付を受けられるときは支給停止されるなど、基本的には従前の福祉年金の併給調整の規定が適用されますが、細目については政令によって定められています。（法36の2、改附6011-6、28-10、令4の8～5の3、措置令6146、47）

## 9 年金受給者の手続

- ◆国民年金の年金の受給権者は、年に一回、日本年金機構に現況届を提出するなど、定められた手続を行うことになっています。
- ◆昭和60年改正法の施行に伴い、これらの手続は、新法・旧法でそれぞれ異なったものとなっています。



### 1 新法の年金受給者の主な手続一覧

- ◎新法の年金受給者が提出する届書は、次のとおりです。なお、現況届の提出先は日本年金機構本部（〒168 - 8655 東京都杉並区高井戸西3 - 5 - 24）ですが、その他の届書の提出先は市区町村役場などです。
- ◎一覧表の「主な添付書類」の項目に“※”を記してある届出については、医師または歯科医師の診断書（用紙は市区町村役場にありますが）等を添える必要のある場合があります。

#### すべての年金に共通するもの

届出を必要とする事情	届書の名称(様式番号)	主な添付書類	該当頁
ひき続き年金を受けようとするとき	年金受給権者現況届	※	233
二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いがすべて日本年金機構から行われる場合・注1）	年金受給選択申出書 (日本年金機構) (第201号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	245
二つ以上の年金のどれか一つを選択するとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組み合わせの場合・注2）	年金受給選択申出書 (第202号)	受給権を有する年金の年金証書の基礎年金番号・年金コードを確認できる書類等 ※	250